

## 支弁区分について

特別支援教育就学奨励費は、世帯の収入額と生活保護法による保護の基準により測定した需要額で支弁区分を決定し、その区分によって補助限度額や補助対象額が異なります。区分は年度ごとに決定します。

(特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令 第2条)

支弁区分	算定基準	補助対象額（※補助には限度額があります）
I 区分	収入額が需要額の 1.5 倍未満	実費
II 区分	収入額が需要額の 1.5 倍～2.5 倍未満	実費の 1/2 となる経費がある
III 区分	収入額が需要額の 2.5 倍以上	実費の 1/2、または支給されない経費がある

【例】父 40 歳、母 37 歳、児童本人 7 歳、妹 5 歳（前年 12 月 31 日現在の年齢）

さいたま市在住の世帯（需要額：229,089 円 ※1）

児童本人は前年 12 月 31 日現在、特別支援学校に在籍

例①	年間所得 400 万円 所得控除 90 万円 ※2	収入額 258,333 収入額/需要額 1.12→I 区分
例②	年間所得 600 万円 所得控除 120 万円	収入額 400,000 収入額/需要額 1.74→II 区分
例③	年間所得 900 万円 所得控除 140 万円	収入額 633,333 収入額/需要額 2.76→III 区分

※1 上記の例は、需要額を 229,089 円で計算しております。需要額は世帯員の年齢、お住まいの市町村等で異なります。

※2 所得控除・・・社会保険料、生命保険料など